

京都市区の所管区域条例の一部を改正する条例（平成16年12月24日京都市条例第23号）（文化市民局市民生活部区政推進課）

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛西第二地区土地区画整理事業の換地処分に伴い、西京区の所管区域内において、次のとおり新たに町が設置されるとともに、町の区域が変更されるため、規定を整備することとしました。

1 新たに設置される町

桂徳大寺北町，桂徳大寺南町及び桂徳大寺東町

2 他の町に編入される町

徳大寺清水町

この条例は、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛西第二地区土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行することとしました。

京都市区の所管区域条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年12月24日

京都市長 梶本頼兼

京都市条例第23号

京都市区の所管区域条例の一部を改正する条例

京都市区の所管区域条例の一部を次のように改正する。

西京区の所管区域中「，徳大寺清水町」を削り，「桂徳大寺町」の右に「，桂徳大寺北町，桂徳大寺南町，桂徳大寺東町」を加える。

附 則

この条例は，京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛西第二地区土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

（文化市民局市民生活部区政推進課）